

発 議 案

令和 8 年第 1 回臨時会に別紙のとおり発議案の提出があった。

令和 8 年 1 月 2 6 日

七飯町議会議長 木 下 敏

発議案第 1 号

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 1 月 2 3 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中 川 友 規

賛成者

七飯町議会議員 稲 垣 明 美

” 澤 出 明 宏

” 川 上 弘 一

” 佐々木 陵 二

” 川 村 主 税

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の310」を「100分の315」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年第1回七飯町議会臨時会発議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料 1	七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の概要（発議案第1号）・・・・・・・・・・	1
資料 2	七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（発議案第1号）・・・・・・・・・・	2

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

七飯町議会議員の期末手当支給月数を、一般職の期末手当及び勤勉手当の総支給月数（国家公務員改定後の総支給月数）と同様の支給月数とするため、条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

12月期の支給月数を0.05月分引上げ。

（議員14人 影響額：234千円）

区分	6月期	12月期	合計
(1) 現行	1.50	<u>3.10</u>	<u>4.60</u>
(2) 改正後	1.50	<u>3.15</u>	<u>4.65</u>
(2) - (1)	0.00	0.05	0.05

3 施行期日

令和7年12月1日から適用し、令和7年度中に既に支給した期末手当の差額を支給します。

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額の100分の15の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150を、12月に支給する場合には100分の310をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項の規定により議員報酬の月額を減額されているときは、当該減額後の議員報酬の月額を基準日現在において受けるべき議員報酬の月額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額の100分の15の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150を、12月に支給する場合には100分の315をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項の規定により議員報酬の月額を減額されているときは、当該減額後の議員報酬の月額を基準日現在において受けるべき議員報酬の月額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。</p> <p>2 この条例による改正後の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。</p> <p>2 この条例による改正後の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。</p>

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 7 年度七飯町一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 1 月 26 日提出

七飯町長 杉 原 太

記

令和 7 年度七飯町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度七飯町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,893 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,445,775 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 19 日専決

七飯町長 杉 原 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 道支出金		1,196,906	22,893	1,219,799
	3 委託金	81,072	22,893	103,965
歳入	合計	13,422,882	22,893	13,445,775

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		764,765	22,893	787,658
	4 選挙費	41,869	22,893	64,762
歳 出	合 計	13,422,882	22,893	13,445,775

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	3,006,094	0	3,006,094
2 地方譲与税	131,000	0	131,000
3 利子割等交付金	12,600	0	12,600
4 株式等譲渡所得割交付金	16,900	0	16,900
5 法人事業税交付金	44,100	0	44,100
6 地方消費税交付金	682,300	0	682,300
7 ゴルフ場利用税交付金	8,700	0	8,700
8 自動車税環境性能割交付金	13,500	0	13,500
9 地方特例交付金	36,301	0	36,301
10 地方交付税	4,034,273	0	4,034,273
11 交通安全対策特別交付金	2,600	0	2,600
12 分担金及び負担金	146,890	0	146,890
13 使用料及び手数料	216,749	0	216,749
14 国庫支出金	2,410,221	0	2,410,221
15 道支出金	1,196,906	22,893	1,219,799
16 財産収入	23,681	0	23,681
17 寄附金	155,502	0	155,502
18 繰入金	434,699	0	434,699
19 繰越金	104,196	0	104,196
20 諸収入	270,370	0	270,370
21 町債	475,300	0	475,300
歳入合計	13,422,882	22,893	13,445,775

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	101,646	0	101,646				
2 総務費	764,765	22,893	787,658	22,893			
3 民生費	5,212,064	0	5,212,064				
4 衛生費	1,050,850	0	1,050,850				
5 労働費	40,205	0	40,205				
6 農林水産業費	248,540	0	248,540				
7 商工費	231,109	0	231,109				
8 土木費	1,087,486	0	1,087,486				
9 消防費	654,554	0	654,554				
10 教育費	972,596	0	972,596				
11 災害復旧費	157,249	0	157,249				
12 公債費	1,326,188	0	1,326,188				
13 職員費	1,570,630	0	1,570,630				
14 予備費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	13,422,882	22,893	13,445,775	22,893	0	0	0

2 歳 入

15 道支出金 (3 委託金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 道支出金	1,196,906	22,893	1,219,799
3 委託金	81,072	22,893	103,965
1 総務費委託金	79,047	22,893	101,940
歳 入 合 計	13,422,882	22,893	13,445,775

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
4	選挙費委託金	22,893	衆議院議員総選挙事務交付金 22,893

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	764,765	22,893	787,658	22,893			
4 選挙費	41,869	22,893	64,762	22,893			
2 選挙執行費	41,078	22,893	63,971	22,893			
歳 出 合 計	13,422,882	22,893	13,445,775	22,893			

2 総務費 (4 選挙費)

(単位:千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	2,414	■衆議院議員総選挙執行費 22,893
3	職員手当等	7,523	1 報酬 2,414
8	旅費	120	開票管理者・開票立会人報酬 152
10	需用費	3,501	投票管理者・投票立会人報酬 744
11	役務費	1,492	期日前投票所管理者他報酬 655
12	委託料	5,846	会計年度任用職員報酬 863
13	使用料及び賃借料	1,121	3 職員手当等 7,523
17	備品購入費	876	職員手当 7,523
			8 旅費 120
			開票管理者他費用弁償 11
			一般職旅費 109
			10 需用費 3,501
			選挙事務用消耗品費 1,888
			燃料費(重油) 443
			燃料費(灯油) 118
			投票所他賄費 337
			印刷製本費 215
			電気料 500
			11 役務費 1,492
			郵便料 1,476
			折込手数料 16
			12 委託料 5,846
			投開票事務機器点検等委託料 618
			選挙ポスター掲示場設置等委託料 4,090
			選挙公報等配送委託料 367
			投票所入場券印刷等委託料 438
			庁舎夜間開設管理委託料 333
			13 使用料及び賃借料 1,121
			自動車借上料 231
			投票所用器具等借上料 770
			その他借上料 120
			17 備品購入費 876
			選挙用備品購入費 876

議案第 1 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 1 月 2 6 日提出

七飯町長 杉 原 太

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 4 第 2 項第 2 号ウ中「7, 1 0 0 円」を「7, 3 0 0 円」に改め、同号エ中「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 4 0 0 円」に改め、同号オ中「1 2, 9 0 0 円」を「1 3, 5 0 0 円」に改め、同号カ中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 6 0 0 円」に改め、同号キ中「1 8, 7 0 0 円」を「1 9, 7 0 0 円」に改め、同号ク中「2 1, 6 0 0 円」を「2 2, 8 0 0 円」に改め、同号ケ中「2 4, 4 0 0 円」を「2 5, 9 0 0 円」に改め、同号コ中「2 6, 2 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に改め、同号サ中「2 8, 0 0 0 円」を「3 2, 3 0 0 円」に改め、同号シ中「2 9, 8 0 0 円」を「3 5, 5 0 0 円」に改め、同号ス中「3 1, 6 0 0 円」を「3 8, 7 0 0 円」に改める。

第 1 4 条の 2 第 1 項中「4, 2 0 0 円」を「4, 7 0 0 円」に改める。

第 1 4 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、同条第 5 項中「「1 0 0 分の 7 0」」の次に「と、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2. 5」」を加える。

第 1 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 2. 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
再	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
任	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
用	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
短	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
時	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
間	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
勤	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
務	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
職	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
以	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
外	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
の	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
職	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
員	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900

29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	

63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			

97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定 年 前 再 任	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 —	円 —	円 —

用 短 時 間 勤 務 職 員							
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第1号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に定める額」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「55,000円」を「66,400円」に改める。

第14条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第5項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第14条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 2 号

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 1 月 2 6 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 2 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 2. 5」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

令和 7 年度七飯町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度七飯町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,723 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,587,498 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 1 月 26 日提出

七飯町長 杉 原 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,034,273	45,752	4,080,025
	1 地方交付税	4,034,273	45,752	4,080,025
14 国庫支出金		2,410,221	48,180	2,458,401
	2 国庫補助金	775,035	48,180	823,215
15 道支出金		1,219,799	91	1,219,890
	3 委託金	103,965	91	104,056
17 寄附金		155,502	10,000	165,502
	1 寄附金	155,502	10,000	165,502
21 町債		475,300	37,700	513,000
	1 町債	475,300	37,700	513,000
歳入合計		13,445,775	141,723	13,587,498

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		101,646	673	102,319
	1 議会費	101,646	673	102,319
2 総務費		787,658	8,349	796,007
	1 総務管理費	528,761	5,002	533,763
	2 徴税费	120,529	425	120,954
	4 選挙費	64,762	2,831	67,593
	5 統計調査費	16,744	91	16,835
3 民生費		5,212,064	11,235	5,223,299
	1 社会福祉費	3,098,365	605	3,098,970
	2 児童福祉費	2,112,949	10,630	2,123,579
4 衛生費		1,050,850	1,198	1,052,048
	1 保健衛生費	425,267	1,116	426,383
	2 清掃費	625,583	82	625,665
6 農林水産業費		248,540	103	248,643
	1 農業費	205,021	103	205,124
7 商工費		231,109	4,998	236,107
	1 商工費	231,109	4,998	236,107
8 土木費		1,087,486	85,900	1,173,386
	2 道路橋りょう費	684,619	85,900	770,519
10 教育費		972,596	144	972,740
	5 保健体育費	342,543	144	342,687
13 職員費		1,570,630	29,123	1,599,753
	1 職員費	1,570,630	29,123	1,599,753
歳 出 合 計		13,445,775	141,723	13,587,498

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
[8款] 土 木 費	[2項] 道路橋りょう費	峠下4号線改良事業(補正予算分)	85,900

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
峠下4号線改良事業(補正予算分)	37,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以 内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	3,006,094	0	3,006,094
2 地方譲与税	131,000	0	131,000
3 利子割等交付金	12,600	0	12,600
4 株式等譲渡所得割交付金	16,900	0	16,900
5 法人事業税交付金	44,100	0	44,100
6 地方消費税交付金	682,300	0	682,300
7 ゴルフ場利用税交付金	8,700	0	8,700
8 自動車税環境性能割交付金	13,500	0	13,500
9 地方特例交付金	36,301	0	36,301
10 地方交付税	4,034,273	45,752	4,080,025
11 交通安全対策特別交付金	2,600	0	2,600
12 分担金及び負担金	146,890	0	146,890
13 使用料及び手数料	216,749	0	216,749
14 国庫支出金	2,410,221	48,180	2,458,401
15 道支出金	1,219,799	91	1,219,890
16 財産収入	23,681	0	23,681
17 寄附金	155,502	10,000	165,502
18 繰入金	434,699	0	434,699
19 繰越金	104,196	0	104,196
20 諸収入	270,370	0	270,370
21 町債	475,300	37,700	513,000
歳入合計	13,445,775	141,723	13,587,498

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	101,646	673	102,319				673
2 総務費	787,658	8,349	796,007	91			8,258
3 民生費	5,212,064	11,235	5,223,299				11,235
4 衛生費	1,050,850	1,198	1,052,048				1,198
5 労働費	40,205	0	40,205				
6 農林水産業費	248,540	103	248,643				103
7 商工費	231,109	4,998	236,107			4,998	
8 土木費	1,087,486	85,900	1,173,386	48,180	37,700		20
9 消防費	654,554	0	654,554				
10 教育費	972,596	144	972,740				144
11 災害復旧費	157,249	0	157,249				
12 公債費	1,326,188	0	1,326,188				
13 職員費	1,570,630	29,123	1,599,753				29,123
14 予備費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	13,445,775	141,723	13,587,498	48,271	37,700	4,998	50,754

2 歳 入

10 地方交付税 (1 地方交付税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	4,034,273	45,752	4,080,025
1 地方交付税	4,034,273	45,752	4,080,025
1 地方交付税	4,034,273	45,752	4,080,025
14 国庫支出金	2,410,221	48,180	2,458,401
2 国庫補助金	775,035	48,180	823,215
5 土木費国庫補助金	209,939	48,180	258,119
15 道支出金	1,219,799	91	1,219,890
3 委託金	103,965	91	104,056
1 総務費委託金	101,940	91	102,031
17 寄附金	155,502	10,000	165,502
1 寄附金	155,502	10,000	165,502
3 ふるさと納税寄附金	130,000	10,000	140,000
21 町 債	475,300	37,700	513,000
1 町 債	475,300	37,700	513,000
4 土木債	374,100	37,700	411,800
歳 入 合 計	13,445,775	141,723	13,587,498

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	45,752	普通交付税 45,752
1	道路橋りょう費補助金	48,180	社会資本整備総合交付金(補正予算分) 48,180
5	統計調査費委託金	91	各種指定統計調査委託金 91
1	ふるさと納税寄附金	10,000	ふるさと納税寄附金 10,000
1	道路橋りょう債	37,700	峠下4号線改良事業債(補正予算分) 37,700

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	101,646	673	102,319				673
1 議会費	101,646	673	102,319				673
1 議会費	101,646	673	102,319				673
2 総務費	787,658	8,349	796,007	91			8,258
1 総務管理費	528,761	5,002	533,763				5,002
3 財政管理費	66,333	5,002	71,335				5,002
2 徴税費	120,529	425	120,954				425
1 税務総務費	95,700	425	96,125				425
4 選挙費	64,762	2,831	67,593				2,831
2 選挙執行費	63,971	2,831	66,802				2,831
5 統計調査費	16,744	91	16,835	91			

1 議会費 (1 議会費)

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	234	■議会費 673
9	交際費	50	3 職員手当等 234
12	委託料	389	議員期末手当 234
			9 交際費 50
			議会交際費 50
			12 委託料 389
			本会議場他無線LAN増強業務委託料 389
24	積立金	5,002	■特定目的基金費 5,002
			24 積立金 5,002
			活力のあるまちづくり推進基金積立金 967
			福祉基金積立金 951
			子ども・子育て応援基金積立金 2,818
			社会教育施設整備等基金積立金 266
1	報酬	425	■税務総務費 289
			1 報酬 289
			会計年度任用職員報酬 289
			■定額減税不足額給付事業費 136
			1 報酬 136
			会計年度任用職員報酬 136
1	報酬	41	■町長・町議会議員補欠選挙執行費 2,831
8	旅費	3	1 報酬 41
10	需用費	1,247	選挙長・選挙立会人報酬 41
11	役務費	272	8 旅費 3
12	委託料	49	選挙長他費用弁償 3
18	負担金、補助及び交付金	1,219	10 需用費 1,247
			選挙事務用消耗品費 846
			印刷製本費 401
			11 役務費 272
			郵便料 272
			12 委託料 49
			投票事務機器点検等委託料 49
			18 負担金、補助及び交付金 1,219
			町議会議員補欠選挙公費負担金 1,219

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 統計調査費	16,744	91	16,835	91			
3 民生費	5,212,064	11,235	5,223,299				11,235
1 社会福祉費	3,098,365	605	3,098,970				605
1 社会福祉総務費	450,534	554	451,088				554
2 高齢者福祉費	534,583	51	534,634				51
2 児童福祉費	2,112,949	10,630	2,123,579				10,630
1 児童福祉総務費	913,378	7,882	921,260				7,882
2 児童措置費	1,013,405	2,748	1,016,153				2,748
4 衛生費	1,050,850	1,198	1,052,048				1,198
1 保健衛生費	425,267	1,116	426,383				1,116
6 健康センター管理費	70,101	1,116	71,217				1,116

2 総務費 (5 統計調査費)

(単位:千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1	報酬	91	■統計調査費	91
			1 報酬	91
			会計年度任用職員報酬	91
27	繰出金	554	■国民健康保険特別会計繰出金	554
			27 繰出金	554
			国民健康保険特別会計繰出金	554
27	繰出金	51	■介護保険特別会計繰出金	51
			27 繰出金	51
			介護保険特別会計繰出金	51
1	報酬	6,421	■放課後児童対策費	7,882
3	職員手当等	183	1 報酬	6,421
			会計年度任用職員報酬	6,421
4	共済費	118	3 職員手当等	183
			会計年度任用職員期末勤勉手当	183
8	旅費	10	4 共済費	118
			会計年度任用職員共済組合負担金	17
10	需用費	1,150	会計年度任用職員社会保険料	101
			8 旅費	10
			会計年度任用職員費用弁償(通勤手当分)	10
			10 需用費	1,150
			修繕料	1,150
1	報酬	1,365	■大中山保育所運営費	2,748
2	給料	710	1 報酬	1,365
			会計年度任用職員報酬	1,365
3	職員手当等	403	2 給料	710
			会計年度任用職員給料	710
4	共済費	270	3 職員手当等	403
			会計年度任用職員手当	403
			4 共済費	270
			会計年度任用職員共済組合負担金	270
1	報酬	962	■健康センター管理費	1,116
3	職員手当等	154	1 報酬	962
			会計年度任用職員報酬	962
			3 職員手当等	154
			会計年度任用職員期末勤勉手当	154

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 清掃費	625,583	82	625,665				82
1 清掃総務費	16,329	82	16,411				82
6 農林水産業費	248,540	103	248,643				103
1 農業費	205,021	103	205,124				103
3 農業振興費	46,519	103	46,622				103
7 商工費	231,109	4,998	236,107			4,998	
1 商工費	231,109	4,998	236,107			4,998	
1 商工費	122,347	4,998	127,345			4,998	
8 土木費	1,087,486	85,900	1,173,386	48,180	37,700		20
2 道路橋りょう費	684,619	85,900	770,519	48,180	37,700		20
2 道路橋りょう 新設改良費	384,309	85,900	470,209	48,180	37,700		20
10 教育費	972,596	144	972,740				144
5 保健体育費	342,543	144	342,687				144
2 学校給食費	253,553	144	253,697				144

4 衛生費 (2 清掃費)

(単位:千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	82	■廃棄物対策費 82 1 報酬 82 会計年度任用職員報酬 82
1	報酬	98	■経営所得安定対策推進事業費 103 1 報酬 98 会計年度任用職員報酬 98
3	職員手当等	5	3 職員手当等 5 会計年度任用職員期末勤勉手当 5
10	需用費	800	■ふるさと納税事業費 4,998 10 需用費 800
11	役務費	1,500	ふるさと納税消耗品費 800 11 役務費 1,500
12	委託料	1,813	宅配便料金 1,500 12 委託料 1,813
13	使用料及び賃借料	885	ふるさと納税業務委託料 1,813 13 使用料及び賃借料 885 ポータルサイト利用料 555 代理納付システム利用料 330
12	委託料	400	■峠下4号線改良事業費(補正予算分) 85,900 12 委託料 400
14	工事請負費	80,000	実勢価格調査委託料 400 14 工事請負費 80,000
21	補償、補填及び賠償金	5,500	峠下4号線改良舗装工事 80,000 21 補償、補填及び賠償金 5,500 水道管移設工事補償費 4,000 通信設備工事補償費 1,500
17	備品購入費	144	■学校給食センター運営費 144 17 備品購入費 144 施設管理用備品購入費 144

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13 職員費	1,570,630	29,123	1,599,753				29,123
1 職員費	1,570,630	29,123	1,599,753				29,123
1 職員給与費	1,564,088	29,123	1,593,211				29,123
歳出合計	13,445,775	141,723	13,587,498	48,271	37,700	4,998	50,754

13 職員費 (1 職員費)

(単位:千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 報 酬	906	■特別職給与費 105
2 給 料	11,451	3 職員手当等 105 特別職期末手当 105
3 職員手当等	12,667	■一般職等給与費 27,992
4 共済費	4,099	2 給 料 11,331 職員給料 10,920 再任用職員給料 411 3 職員手当等 12,562 職員手当 7,196 再任用職員手当 332 期末勤勉手当 4,928 再任用職員期末勤勉手当 106 4 共済費 4,099 職員共済組合負担金 3,649 職員福祉協会負担金 24 職員退職手当組合負担金 426
		■会計年度任用職員給与費 1,026
		1 報 酬 906 会計年度任用職員報酬 906
		2 給 料 120 会計年度任用職員給料 120

議案第 4 号

令和 7 年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度七飯町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 698 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,178,598 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 26 日提出

七飯町長 杉 原 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		2,361,859	144	2,362,003
	1 道補助金	2,361,849	144	2,361,993
5 繰入金		331,019	554	331,573
	1 一般会計繰入金	325,397	554	325,951
歳入合計		3,177,900	698	3,178,598

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,749	698	51,447
	1 総務管理費	40,438	554	40,992
	4 特別対策事業費	6,468	144	6,612
歳 出	合 計	3,177,900	698	3,178,598

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	477,776	0	477,776
2 国庫支出金	1,546	0	1,546
3 道支出金	2,361,859	144	2,362,003
4 財産収入	250	0	250
5 繰入金	331,019	554	331,573
6 繰越金	2,510	0	2,510
7 諸収入	2,940	0	2,940
歳入合計	3,177,900	698	3,178,598

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	50,749	698	51,447	144			554
2 保険給付費	2,327,069	0	2,327,069				
3 国民健康保険事業 費納付金	760,645	0	760,645				
4 共同事業拠出金	1	0	1				
5 財政安定化基金拠 出金	10	0	10				
6 保健事業費	33,001	0	33,001				
7 公債費	250	0	250				
8 諸支出金	2,410	0	2,410				
9 基金積立金	2,750	0	2,750				
10 予備費	1,015	0	1,015				
歳 出 合 計	3,177,900	698	3,178,598	144	0	0	554

2 歳入

3 道支出金 (1 道補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 道支出金	2,361,859	144	2,362,003
1 道補助金	2,361,849	144	2,361,993
1 保険給付費等交付金	2,361,849	144	2,361,993
5 繰入金	331,019	554	331,573
1 一般会計繰入金	325,397	554	325,951
1 一般会計繰入金	325,397	554	325,951
歳 入 合 計	3,177,900	698	3,178,598

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	特別交付金	144	道繰入金 144
3	職員給与費等繰入金	554	職員給与費等繰入金 554

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	50,749	698	51,447	144			554
1 総務管理費	40,438	554	40,992				554
1 一般管理費	40,438	554	40,992				554
4 特別対策事業費	6,468	144	6,612	144			
2 収納率向上特別対策事業費	5,671	144	5,815	144			
歳 出 合 計	3,177,900	698	3,178,598	144			554

1 総務費 (1 総務管理費)

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	248	■国保事務職員人件費 554
3	職員手当等	306	2 給料 248
			職員給料 248
			3 職員手当等 306
			職員手当 166
			期末勤勉手当 140
1	報酬	106	■収納率向上特別対策事業費 144
3	職員手当等	33	1 報酬 106
			会計年度任用職員報酬 106
			3 職員手当等 33
			会計年度任用職員期末勤勉手当 33
8	旅費	5	8 旅費 5
			会計年度任用職員費用弁償 5

議案第 5 号

令和 7 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度七飯町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,074,758 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 26 日提出

七飯町長 杉 原 太

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		711,401	102	711,503
	2 国庫補助金	198,143	102	198,245
5 道支出金		422,531	51	422,582
	2 道補助金	14,632	51	14,683
7 繰入金		449,936	113	450,049
	1 一般会計繰入金	428,465	51	428,516
	2 基金繰入金	21,471	62	21,533
歳入合計		3,074,492	266	3,074,758

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		101,076	266	101,342
	1 地域支援事業費	101,076	266	101,342
歳 出 合 計		3,074,492	266	3,074,758

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	597,000	0	597,000
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	711,401	102	711,503
4 支払基金交付金	788,015	0	788,015
5 道支出金	422,531	51	422,582
6 財産収入	10	0	10
7 繰入金	449,936	113	450,049
8 繰越金	105,528	0	105,528
9 諸収入	70	0	70
歳入合計	3,074,492	266	3,074,758

歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	19,586	0	19,586				
2 保険給付費	2,834,277	0	2,834,277				
3 地域支援事業費	101,076	266	101,342	153			113
4 保健福祉事業費	414	0	414				
5 基金積立金	37,910	0	37,910				
6 公債費	100	0	100				
7 諸支出金	79,555	0	79,555				
8 予備費	1,574	0	1,574				
歳 出 合 計	3,074,492	266	3,074,758	153	0	0	113

2 歳入

3 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	711,401	102	711,503
2 国庫補助金	198,143	102	198,245
2 地域支援事業交付金	28,647	102	28,749
5 道支出金	422,531	51	422,582
2 道補助金	14,632	51	14,683
1 地域支援事業交付金	14,322	51	14,373
7 繰入金	449,936	113	450,049
1 一般会計繰入金	428,465	51	428,516
2 地域支援事業繰入金	14,322	51	14,373
2 基金繰入金	21,471	62	21,533
1 介護保険財政調整基金繰入金	21,471	62	21,533
歳入合計	3,074,492	266	3,074,758

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 包括の支援事業等交付金	102	包括の支援事業等交付金 102
2 包括の支援事業等交付金	51	包括の支援事業等交付金 51
2 包括の支援事業等繰入金	51	包括の支援事業等繰入金 51
1 介護保険財政調整基金繰入金	62	介護保険財政調整基金繰入金 62

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 地域支援事業費	101,076	266	101,342	153			113
1 地域支援事業費	101,076	266	101,342	153			113
3 包括的支援及び任意事業費	27,566	266	27,832	153			113
歳 出 合 計	3,074,492	266	3,074,758	153			113

3 地域支援事業費 (1 地域支援事業費)

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	252	■認知症支援事務職員人件費 266
			2 給料 252
			職員給料 252
3	職員手当等	14	3 職員手当等 14
			期末勤勉手当 14

議案第 6 号

令和 7 年度七飯町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度七飯町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度七飯町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	513,908千円	887千円	514,795千円
第 1 項 営業費用	471,902千円	887千円	472,789千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 10 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	56,665千円	887千円	57,552千円

令和 8 年 1 月 26 日提出

七飯町長 杉 原 太

令和7年度（2025年度）七飯町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			631,508	0	631,508	
	1 営業収益		492,492	0	492,492	
		1 給水収益	491,340	0	491,340	
		2 受託工事収益	11	0	11	
		3 その他の営業収益	1,141	0	1,141	
	2 営業外収益		139,016	0	139,016	
		1 受取利息及び配当金	1	0	1	
		2 負担金	50,747	0	50,747	
		3 長期前受金戻	60,503	0	60,503	
		4 雑収益	6,169	0	6,169	
		6 資本費繰入収益	21,596	0	21,596	
	3 特別利益		0	0	0	
		1 固定資産売却益	0	0	0	
		2 その他の特別利益	0	0	0	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			513,908	887	514,795	
	1 営業費用		471,902	887	472,789	
		1 原水及び浄水費	43,155	0	43,155	
		2 配水及び給水費	95,513	0	95,513	
		3 受託工事費	11	0	11	
		4 業務費	43,673	0	43,673	
		5 総係費	3,326	0	3,326	
		6 職員給与費	61,659	887	62,546	
		7 減価償却費	218,179	0	218,179	
		8 資産減耗費	6,376	0	6,376	
		9 その他の営業費用	10	0	10	
	2 営業外費用		41,231	0	41,231	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	41,131	0	41,131	
		2 雑支出	100	0	100	
		3 消費税等納付金	0	0	0	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	3 特別損失		175	0	175	
		1 過年度損益修正損	175	0	175	
		2 その他の特別損失	0	0	0	
	4 予備費		600	0	600	
		1 予備費	600	0	600	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			438,153	0	438,153	
	1 企業債		412,100	0	412,100	
		1 上水道事業債	412,100	0	412,100	
	2 負担金等		26,053	0	26,053	
		1 工事施工収入	26,053	0	26,053	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			629,787	0	629,787	
	1 建設改良費		486,026	0	486,026	
		1 水道施設費	133,000	0	133,000	
		2 管路整備費	307,950	0	307,950	
		4 資産取得費	45,076	0	45,076	
	2 企業債償還金		142,361	0	142,361	
		1 企業債償還金	142,361	0	142,361	
	3 予備費		1,400	0	1,400	
		1 予備費	1,400	0	1,400	

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 〔款〕 水道事業費用	513,908	887	514,795				
1 〔項〕 営業費用	471,902	887	472,789				
6 〔目〕 職員給与費	61,659	887	62,546				
				(1) 給 料	726	1 職員給料	726
				(2) 手 当	89	3 期末勤勉手当	89
				(6) 法定福利費	72	4 市町村職員退職手当組合負担金	72
収益的支出 合 計	513,908	887	514,795				

議案第 7 号

令和 7 年度七飯町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度七飯町下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度七飯町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	802,096千円	227千円	802,323千円
第 1 項 営業費用	707,677千円	227千円	707,904千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	7,203千円	227千円	7,430千円

令和 8 年 1 月 2 6 日提出

七飯町長 杉 原 太

令和7年度（2025年度）七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			817,488	0	817,488	
	1 営業収益		451,855	0	451,855	
		1 下水道使用料	451,165	0	451,165	
		2 その他の収益	690	0	690	
	2 営業外収益		365,633	0	365,633	
		1 受取利息及び配当金	1	0	1	
		2 補助金	11,345	0	11,345	
		3 負担金	73,884	0	73,884	
		4 長期前受金入	212,403	0	212,403	
		5 雑収益	68,000	0	68,000	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			802,096	227	802,323	
	1 営業費用		707,677	227	707,904	
		1 処理場費	96,841	0	96,841	
		2 管渠費	35,126	0	35,126	
		3 流域下水道管	124,355	0	124,355	
		4 業務費	14,680	0	14,680	
		5 総係費	3,485	0	3,485	
		6 職員給与費	7,849	227	8,076	
		7 減価償却費	425,272	0	425,272	
		8 資産減耗費	69	0	69	
	2 営業外費用		93,619	0	93,619	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	24,017	0	24,017	
		2 雑支出	68,050	0	68,050	
		3 消費税及び地方消費税	1,552	0	1,552	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	3 特別損失		200	0	200	
		1 過年度損益修正損	200	0	200	
	4 予備費		600	0	600	
		1 予備費	600	0	600	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			303,050	0	303,050	
	1 企業債		167,200	0	167,200	
		1 下水道事業債	167,200	0	167,200	
	2 出資金		46,954	0	46,954	
		1 他会計出資金	46,954	0	46,954	
	3 補助金		64,614	0	64,614	
		1 国庫補助金	59,565	0	59,565	
		2 他会計補助金	5,049	0	5,049	
	4 負担金等		24,282	0	24,282	
		1 受益者負担等	962	0	962	
		2 工事施工収入	23,320	0	23,320	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			436,282	0	436,282	
	1 建設改良費		176,878	0	176,878	
		1 処理場建設費	11,770	0	11,770	
		2 管渠整備費	145,187	0	145,187	
		3 流域下水道事業費	19,591	0	19,591	
		4 資産取得費	330	0	330	
	2 企業債償還金		258,004	0	258,004	
		1 企業債償還金	258,004	0	258,004	
	3 予備費		1,400	0	1,400	
		1 予備費	1,400	0	1,400	

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 (款) 下水道事業費用	802,096	227	802,323			
1 (項) 営 業 費 用	707,677	227	707,904			
6 (目) 職 員 給 与 費	7,849	227	8,076	(1) 給 料	131	1 職員給料 131
				(2) 手 当	70	3 期末勤勉手当 70
				(6) 法 定 福 利 費	26	4 市町村職員退職手当組合負担金 14
						5 公務災害補償基金負担金 12
収益的支出 合 計	802,096	227	802,323			

令和 8 年第 1 回七飯町議会臨時会議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

- 資料 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第 1 号）・・・ 1～2
- 資料 2 職員の給与に関する条例新旧対照表（議案第 1 号）・・・・・・・・・・・・ 3～14
- 資料 3 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第 2 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 資料 4 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（議案第 2 号）・ 16～17

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1 改正理由

人事院は、令和7年8月7日に国（国会及び内閣）に対し国家公務員の給与等の勧告を行い、国は、同年11月11日に人事院勧告のとおり給与等の改定を行うことを閣議決定し、同年12月16日に国家公務員の改正給与法が可決されました。

地方公共団体の給与改定は、国家公務員の給与を考慮し定めなければならないとされており、七飯町の一般職、再任用職員及び会計年度任用職員についても国家公務員と同様の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 給料月額の変改

- (1) 給料表を改正し、若年層を中心に給料月額を1人平均約3.8%引上げ
 (一般職及び再任用職員 183人、影響額 23,952千円)
 (会計年度任用職員 185人、影響額 14,765千円)
- (2) 給料月額の変改に伴う時間外勤務手当の支給額の引上げ
 (一般職及び再任用職員 155人、影響額 1,444千円)
 (会計年度任用職員 106人、影響額 367千円)

3 通勤手当の変改

- (1) 自動車等の使用距離が10km以上の通勤手当を200円から7,100円までの幅で引上げ【令和7年4月適用】
 (一般職及び再任用職員 58人、影響額 171千円)
 (会計年度任用職員 13人、影響額 46千円)
- (2) 自動車等の使用距離が現行の「60km以上」から「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設し、上限66,400円を超えない範囲内で距離の区分に応じて規則で定める額とする委任規定を定める【令和8年4月施行】※令和8年度に新設される距離区分の対象職員はなし

距離区分 (片道)	5 km 未満	5 km以上 10 km未満	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満	30 km以上 35 km未満
手当額	2,000 円	4,200 円	7,300 円	10,400 円	13,500 円	16,600 円	19,700 円
改定増額	0 円	0 円	+200 円	+400 円	+600 円	+800 円	+1,000 円
距離区分 (片道)	35 km以上 40 km未満	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満	60 km以上 65 km未満	65 km以上 70 km未満
手当額	22,800 円	25,900 円	29,100 円	32,300 円	35,500 円	38,700 円	42,200 円
改定増額	+1,200 円	+1,500 円	+2,900	+4,300	+5,700 円	+7,100 円	新設
距離区分 (片道)	70 km以上 75 km未満	75 km以上 80 km未満	80 km以上 85 km未満	85 km以上 90 km未満	90 km以上 95 km未満	95 km以上 100 km未満	100 km 以上
手当額	45,700 円	49,200 円	52,700 円	56,200 円	59,600 円	63,000 円	66,400 円
改定増額	新設						

4 宿日直手当の改定

宿日直手当の支給限度額を引上げ

- ・現 行：勤務1回につき、4, 200円
- ・改正後：勤務1回につき、4, 700円

※国家公務員に準じて改正を行うが、現在、宿日直手当を支給している職員は無し

5 期末手当及び勤勉手当の改定

一般職、再任用職員及び会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当の各支給月数を年間0.025月分引上げ、合計0.05月分引上げ

(一般職及び再任用職員 183人、影響額 12,392千円)

(会計年度任用職員 81人、影響額 3,389千円)

【一般職及び会計年度任用職員】

【単位：月】

区 分	6 月 期			12 月 期			合 計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
(1) 現 行	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	2.30	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	2.30	<u>2.50</u>	<u>2.10</u>	<u>4.60</u>
(2) 令和7年 改正後	<u>1.25</u>	<u>1.05</u>	2.30	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	2.35	<u>2.525</u>	<u>2.125</u>	<u>4.65</u>
(2) - (1)	0.00	0.00	0.00	0.025	0.025	0.05	0.025	0.025	0.05
(3) 令和8年 改正後	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	2.325	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	2.325	<u>2.525</u>	<u>2.125</u>	<u>4.65</u>
(3) - (1)	0.0125	0.0125	0.025	0.0125	0.0125	0.025	0.025	0.025	0.05

【再任用職員】

【単位：月】

区 分	6 月 期			12 月 期			合 計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
(1) 現 行	<u>0.70</u>	<u>0.50</u>	1.20	<u>0.70</u>	<u>0.50</u>	1.20	<u>1.40</u>	<u>1.00</u>	<u>2.40</u>
(2) 令和7年 改正後	<u>0.70</u>	<u>0.50</u>	1.20	<u>0.725</u>	<u>0.525</u>	1.25	<u>1.425</u>	<u>1.025</u>	<u>2.45</u>
(2) - (1)	0.00	0.00	0.00	0.025	0.025	0.05	0.025	0.025	0.05
(3) 令和8年 改正後	<u>0.7125</u>	<u>0.5125</u>	1.225	<u>0.7125</u>	<u>0.5125</u>	1.225	<u>1.425</u>	<u>1.025</u>	<u>2.45</u>
(3) - (1)	0.0125	0.0125	0.025	0.0125	0.0125	0.025	0.025	0.025	0.05

6 施行期日

この条例の第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用します。令和7年度中に既に支給した給与、通勤手当、期末手当及び勤勉手当との差額を支給します。

また、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行します。

職員の給与に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

	改 正 前	改 正 後
第1条～第9条の3 (略) (通勤手当)	第1条～第9条の3 (略) (通勤手当)	第1条～第9条の3 (略) (通勤手当)
第9条の4 (略) 2 (略)	第9条の4 (略) 2 (略)	第9条の4 (略) 2 (略)
(1)・(2) (略) ア・イ (略)	(1)・(2) (略) ア・イ (略)	(1)・(2) (略) ア・イ (略)
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 000円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 400円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12, 900円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13, 500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13, 500円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15, 800円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16, 600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16, 600円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18, 700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19, 700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19, 700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21, 600円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22, 800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22, 800円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24, 400円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25, 900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25, 900円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26, 200円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29, 100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29, 100円</u>

改 正 前	改 正 後
<p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第9条の5～第14条 (略) (宿日直手当)</p> <p>第14条の2 宿直勤務又は、日直勤務を命ぜられた職員には前4条の規定に拘らずその勤務1回につき<u>4,200円</u>を超えない範囲内に於て町長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>	<p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第9条の5～第14条 (略) (宿日直手当)</p> <p>第14条の2 宿直勤務又は、日直勤務を命ぜられた職員には前4条の規定に拘らずその勤務1回につき<u>4,700円</u>を超えない範囲内に於て町長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>第14条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>、<u>12月に支給する場合には100分の127</u>、<u>5を乗じて得た額に</u>、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、<u>「100分の127</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>

		改正前							改正後						
第14条の5・第14条の6 (略) (勤勉手当)		第14条の5・第14条の6 (略) (勤勉手当)							第14条の5・第14条の6 (略) (勤勉手当)						
第14条の7 (略)		第14条の7 (略)							第14条の7 (略)						
2 (略)		2 (略)							2 (略)						
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>1.00分の1.05</u> を乗じて得た額の総額		(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には <u>1.00分の1.05</u> 、12月に支給する場合には <u>1.00分の1.07.5</u> を乗じて得た額の総額							(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には <u>1.00分の1.05</u> 、12月に支給する場合には <u>1.00分の1.07.5</u> を乗じて得た額の総額						
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>1.00分の1.00</u> を乗じて得た額の総額		(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>1.00分の1.00</u> 、12月に支給する場合には <u>1.00分の1.00</u> を乗じて得た額の総額							(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>1.00分の1.00</u> 、12月に支給する場合には <u>1.00分の1.00</u> を乗じて得た額の総額						
3・4 (略)		3・4 (略)							3・4 (略)						
第15条～第24条 (略)		第15条～第24条 (略)							第15条～第24条 (略)						
附則		附則							附則						
(略)		(略)							(略)						
別表第1 (第5条関係)		別表第1 (第5条関係)							別表第1 (第5条関係)						
区分の職員	職務の級の号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
前	2	円 184,600	円 231,500	円 266,300	円 300,300	円 323,100	円 356,900	円 410,200	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600

		改 正 前										改 正 後									
再任用	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500						
短時間勤務	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300						
勤務職員以外の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100						
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900						
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700						
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500						
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100						
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600						
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100						
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600						
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100						
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400						
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700						
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900						
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100						
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400						
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700						
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900						
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100						
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900						
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700						
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500						
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100						
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700						
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300						
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900						

		改 正 前						改 正 後					
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		

		改 正 前						改 正 後					
<u>81</u>	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
<u>82</u>	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
<u>83</u>	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
<u>84</u>	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
<u>85</u>	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
<u>86</u>	256,000	297,100	346,000				266,200	305,800	355,700				
<u>87</u>	256,300	297,400	346,400				266,500	306,100	356,100				
<u>88</u>	256,600	297,700	346,800				266,800	306,400	356,500				
<u>89</u>	256,900	298,000	347,000				267,100	306,700	356,700				
<u>90</u>	257,200	298,300	347,400				267,400	307,000	357,100				
<u>91</u>	257,500	298,600	347,800				267,700	307,300	357,500				
<u>92</u>	257,800	299,000	348,200				268,000	307,600	357,900				
<u>93</u>	258,100	299,200	348,400				268,300	307,800	358,100				
<u>94</u>		299,400	348,800					308,000	358,400				
<u>95</u>		299,700	349,200					308,300	358,800				
<u>96</u>		300,100	349,500					308,700	359,100				
<u>97</u>		300,300	349,800					308,900	359,400				
<u>98</u>		300,600	350,200					309,200	359,800				
<u>99</u>		301,000	350,600					309,500	360,200				
<u>100</u>		301,400	351,000					309,900	360,600				
<u>101</u>		301,600	351,500					310,100	361,100				
<u>102</u>		301,900	351,900					310,400	361,500				
<u>103</u>		302,200	352,300					310,700	361,900				
<u>104</u>		302,500	352,700					311,000	362,300				
<u>105</u>		302,700	353,200					311,200	362,800				
<u>106</u>		303,000	353,600					311,500	363,200				

		改 正 前					改 正 後						
107		303,300	353,900					311,800	363,500				
108		303,600	354,200					312,100	363,800				
109		303,800	354,700					312,300	364,200				
110		304,200						312,600					
111		304,600						313,000					
112		304,900						313,300					
113		305,100						313,500					
114		305,300						313,700					
115		305,600						314,000					
116		306,000						314,400					
117		306,200						314,600					
118		306,400						314,800					
119		306,700						315,100					
120		307,000						315,400					
121		307,400						315,700					
122		307,600						315,900					
123		307,900						316,200					
124		308,200						316,500					
125		308,500						316,800					
	時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	定年前再任用短	円 192,000	円 260,000	円 279,700	円 260,000	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 269,500	円 290,100	円 269,500	円 290,100	円 269,500

別表第2 (略)

別表第2 (略)

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第9条の3（略） （通勤手当） 第9条の4（略） （1）～（3）（略） 2（略）</p> <p>（1）前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が5,5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5,5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が5,5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5,5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間に相当する通勤回数を考慮して規則で定める額から、その額に規則で定める額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</p>	<p>第1条～第9条の3（略） （通勤手当） 第9条の4（略） （1）～（3）（略） 2（略）</p> <p>（1）前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が6,6,400円を超えるときは、支給単位期間につき、6,6,400円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が6,6,400円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6,6,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2）前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6,6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ、規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間に相当する通勤回数を考慮して規則で定める額から、その額に規則で定める額を減じた額）</p>

	改 正 前	改 正 後
	<u>4, 200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	
	<u>7, 300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	
	<u>10, 400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	
	<u>13, 500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	
	<u>16, 600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	
	<u>19, 700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	
	<u>22, 800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	
	<u>25, 900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	
	<u>29, 100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	
	<u>32, 300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	
	<u>35, 500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円	
	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離

改 正 前	改 正 後
<p>離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5、000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第9条の5～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>第14条の5・第14条の6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員</p>	<p>離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が6、400円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、66,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第9条の5～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>第14条の5・第14条の6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員</p>

改 正 前	改 正 後
<p>にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条～第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1 改正理由

町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を、一般職の期末手当及び勤勉手当の総支給月数(国家公務員改定後の総支給月数)と同様の支給月数とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

期末手当の支給月数を年間0.05月分引上げ
(対象人数：3名 影響額：106千円)

【単位：月】

区分	6月期	12月期	合計
(1) 現行	<u>2.30</u>	<u>2.30</u>	<u>4.60</u>
(2) 令和7年 改正後	<u>2.30</u>	<u>2.35</u>	<u>4.65</u>
(2) - (1)	0.00	0.05	0.05
(3) 令和8年 改正後	<u>2.325</u>	<u>2.325</u>	<u>4.65</u>
(3) - (1)	0.025	0.025	0.05

3 施行期日

この条例の第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年度中に既に支給した期末手当の差額を支給します。

また、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行します。

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条（略） （給与） 第2条（略） 2・3（略） 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において町長等が受けるべき給料月額及び給料月額の100分の15の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 5（略） 第3条（略） 附則 （略） 別表第1・別表第2（略）</p>	<p>第1条（略） （給与） 第2条（略） 2・3（略） 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において町長等が受けるべき給料月額及び給料月額の100分の15の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の230</u>、12月に支給する場合には<u>100分の235</u>を乗じて得た額とする。 5（略） 第3条（略） 附則 （略） 別表第1・別表第2（略）</p>

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条（略） （給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において町長等が受けるべき給料月額及び給料月額<u>の100分の15の合計額に、6月に支給する場合には100分の23.0、12月に支給する場合には100分の23.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p>	<p>第1条（略） （給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において町長等が受けるべき給料月額及び給料月額<u>の100分の15の合計額に、100分の23.2.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p>